

庄原市行政評価シート

令和 **元** 年度評価

事務事業名	在宅高齢者介護用品支給事業 <介護保険特別会計:家族介護支援事業>		
実施期間	平成 17 年度 ~ 平成 年度 (終期の設定のない場合は、終期を空白)	所管課	高齢者福祉課

予算科目	会計 08 介護保険特別会計	款 03 地域支援事業費	項 02 包括的支援事業 任意事業費
	目 05 任意事業費	事業 3401 包括的支援事業・任意事業	家族介護支援事業

対象者	市民税非課税世帯であって、重度の介護を要する在宅高齢者を介護している者又は重度の介護を要する在宅高齢者	対象者数など	約200人
根拠法令・計画等	庄原市在宅高齢者紙おむつ購入助成券交付要綱		
HPアドレス			

実施目的	重度の介護を要する在宅高齢者を介護している者又は当該在宅高齢者に、紙おむつ購入助成券を交付し、介護者の精神的及び経済的な負担の軽減を図る
事務事業の概要	<p>(支給対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の介護を要する在宅高齢者の主たる介護者(介護者がいないときは在宅高齢者本人)であって、申請書の提出年度において市町村民税非課税世帯に属していること。 【在宅高齢者】 市内に住所を有し、現に居住し、紙おむつを必要とする状態にある要介護3・4・5の認定を受けている者 【介護者】 在宅高齢者と原則として同居し、継続介護している者 <p>(助成券の額等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成券の額は1枚につき3,000円 ・助成券の交付枚数は、申請書の提出日に応じて次のとおり交付する。 4/1~6/30:25枚、7/1~9/30:20枚、10/1~12/28:15枚、1/4~3/31:10枚 ※1人当たり交付額は、最大で3,000円×25枚=75,000円/年となる。 <p>(使用の方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市に登録した事業協力店で、助成券を使用して紙おむつ等を購入する。 事業協力店は、受け取った助成券を1ヶ月ごとに取りまとめ、市へ請求する。 ・助成券の使用期限は、交付した日から交付年度の末日までとする。 ・病院へ入院または介護保険施設等に入所している期間は使用できない。 <p>(購入できる品目)</p> <p>紙おむつ、紙パンツ、おむつカバー、尿取りパッド、ポータブルトイレ用消臭剤、防水シート、介護用手袋、清拭剤</p>

年度別実績概要	
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付枚数:4,615枚 (相当額:13,845,000円) ■ 申請人数:197人 (要介護3:102人/要介護4:62人/要介護5:33人) ■ 協力事業者数:37店 ■ 回収(使用)済み枚数:3,144枚 (支払対象額:9,432,000円)
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付枚数:4,070枚 (相当額:12,210,000円) ■ 申請人数:178人 (要介護3:109人/要介護4:42人/要介護5:27人) ■ 協力事業者数:34店 ■ 回収(使用)済み枚数:2,896枚 (支払対象額:8,688,000円)
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付枚数:4,330枚 (相当額:12,990,000円) ■ 申請人数:186人 (要介護3:113人/要介護4:48人/要介護5:25人) ■ 協力事業者数:36店 ■ 回収(使用)済み枚数:2,973枚 (支払対象額:8,919,000円)

実績指標 (単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	H 28	H 29	H 30	合計
	事業費	扶助費	おむつ券の使用による事業協力店への支払	9,432	8,688	8,919
	印刷製本費	紙おむつ助成券の印刷費	152	152	162	466
		事業費計	9,584	8,840	9,081	27,505
財源	国県補助金	国県負担金	5,607	5,171	5,244	16,022
	地方債		0	0	0	0
	その他	第1号保険料分(介保特会:一般財源)	2,108	1,945	2,089	6,142
	一般財源	一般会計繰入金(市負担分)	1,869	1,724	1,748	5,341

実績 (アウトプット)	指標名称	単位	基準値	H 28	H 29	H 30	合計
	1	交付人数	人		197	178	184
2							0
3							0
成果 (アウトカム)	1	使用率【回収(使用)枚数/交付枚数】	%	68.1	71.2	68.7	*
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	在宅高齢者介護用品支給事業 <介護保険特別会計:家族介護支援事業>	所管課	高齢者福祉課
-------	-----------------------------------	-----	--------

評価項目		所管課評価	市民意見	評価委員会	評価分布			
分布は、A:+1,B:0,C-1で総回答数で割り、小数点以下四捨五入。ただし、A-C又はC-AがBより多い場合はA',C'に補正する					市民意見		評価委員会	
優先度		A	A	A	分布	平均	分布	平均
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				4		7	
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				2		0	
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				0	1	0	1
認知度		B	B'	B	分布	平均	分布	平均
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				3		0	
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				0		7	
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				3	0	0	0
有効性		A	A	A	分布	平均	分布	平均
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				4		7	
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				2		0	
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				0	1	0	1
受益者満足度		A	A	A	分布	平均	分布	平均
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				1		7	
B	どちらともいえない。				0		0	
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか。)				0	1	0	1
市民(納税者)納得度		B	A	A	分布	平均	分布	平均
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				3		6	
B	どちらともいえない。				2		1	
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				0	1	0	1
代替性		A	A	A	分布	平均	分布	平均
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				5		7	
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				1		0	
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				0	1	0	1
まちづくり基本条例適合性		A	B'	A	分布	平均	分布	平均
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				3		4	
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				3		3	
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				0	1	0	1
所管課評価		事業縮小						
評価視点	国は、地域支援事業実施要綱において、「任意事業」のうち介護用品支給事業については、要件 (①高齢者の個別の状態を踏まえた適切な給付 ②地域包括支援センターの運営や任意事業における各事業の課題を把握し対応方針を検討 ③課題を踏まえ、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、本事業の廃止・縮小に向けた具体的な方策の検討) に該当する場合のみ、第7期介護保険事業計画期間中(平成30年～令和2年)の実施を認めている。令和3年度以降、本事業が介護保険事業の対象外となる可能性が高く、対象外となった後も事業を継続する場合は単市事業となる見込みであることから、交付要件や支給内容の見直し等について意見を求める。							
	所管課が課題と考える内容	本事業は、高齢者の自立支援及び在宅生活継続の観点から、介護者の精神的、経済的負担の軽減を図る有効的な事業の一つである。しかし、令和3年度以降、地域支援事業の対象事業から除外された場合、本事業を継続するには、財源確保が大きな課題となる。なお、県内の他市町では、要介護4・5を対象としている市町がほとんどで、要介護3以上を支給対象としているのは本市を含め4市町にとどまっている。本市においては、要介護3の方のニーズが高いことから、事業継続の場合、要介護3の方を支給対象とするかどうかの判断が必要である。						

事務事業名	在宅高齢者介護用品支給事業 <介護保険特別会計:家族介護支援事業>	所管課	高齢者福祉課
-------	-----------------------------------	-----	--------

市民意見(プラモニ)		※市民意見は、意見数集計のみを評価とします。(プラモニとしての総括評価はありません。) ※全意見は、ホームページに掲載しています。				
意見数分布	現行どおり	拡 充	縮 小	終 了	その他の見直し	総回答数
	4	0	1	0	1	6
主な 意見	【現行どおり】 ・他の市の基準はあくまでも参考にするべきであって、何でもかんでも他に基準を合わせる必要はないと思います。					
	【縮小】 -					
	【その他の見直し】 ・自宅介護をされておられる(老々介護などの)状況によって通院や買い物等に、何か負担できるようなことはできないだろうか。					

行政評価委員会評価 現行どおり		※行政評価委員会の摘録(会議内容)は、ホームページに掲載しています。
------------------------	--	------------------------------------

総括意見

要介護3以上になると、患者とその家族の経済的・精神的負担は大きくなり、十分な支援・配慮が必要となる。在宅介護を続けるためには、多様なサービスが必要であり、負担軽減の一助となる本制度は欠かすことのできない事業と考える。できる限り住み慣れた自宅で暮らせるよう在宅介護を推進する国の流れではあるが、今後、本事業が国の制度対象外となった場合には、市の負担が増える。厳しい財政状況にあることは理解するが、庄原市として、本当に困っている人に手を差し伸べることができるよう、引き続き要介護3以上の事業継続を望む。

また、社会的弱者に手厚い日本社会形成のため、住みやすい社会となるよう、地方行政から国への積極的な意見要望をされたい。

評価分布	現行どおり 6	拡充	縮小 1	終了	その他の見直し
------	------------	----	---------	----	---------

各委員の意見

【現行どおり】

①この事業は重度の介護者を介護している方や対象高齢者にとっては経済的な負担の軽減等大変有効な事業と思う。また、在宅での介護は要介護3の方が多くおられると聞く。本当に困っている家庭に手を差し伸べるのが行政の仕事だと思っており、財政的に厳しいのは理解できるが、何とか要介護3が支給対象になるよう配慮が必要と思う。

②今後も在宅介護を推進する中で、この制度は欠かすことのできない事業であり、財源的に難しくなるが、今後も継続していただきたい事業である。

③財源確保が難しくなるからと言って事業を縮小するとか、対象者の幅を小さくするとかの考え方はよくないと思います。今後被介護者が増えていく中で社会的弱者に手厚い日本の社会を形成するには国家全体で法整備を進めなければならないと考える。当面は現行通りとする。

④交付実績では、毎年一定数の実績がある事業である。財政面の課題は残るが、対象者にとっては必要な事業だと思う。現行通り実施すべきと考える。

⑤国からの補助の縮小、削減が想定される中、また団塊の世代の後期高齢者の仲間入りを控え、要介護者の増加も予測され、本事業の継続には、相当な自主財源が必要となり先行きの困難さが考えられます。

だからこそ、庄原市として、在宅で介護をされている方を応援する意味で、なんとか要介護3の現状を頑張ってみてはどうでしょうか。

要介護者の介護の基本は「在宅で」を推進するうえからも、現状の維持を希望します。

⑥一般財源化してでも、継続すべき事業と考えます。今後、高齢化と在宅介護は避けて通れません。介護する家族の負担を軽減しなければ、家庭が崩壊するケースも出てくるでしょう。本事業を継続することが、ドミノ倒しの他分野で起こる可能性のある事象を、多少なりとも食い止めることができるのではないのでしょうか。

【縮小】

⑦要介護3の認定を受けると必要経費も増え、生活費へかなり影響するため、支給対象は引き続き要介護3からを望む。対して支給額は満額の75000円/年でなく、現在の使用率にあった70%あたりの金額でよいと思う。

今後の事業実施の方向性 現行どおり	
--------------------------	--

詳細

現行どおり事業を実施し、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図る。
 高齢者の個別の状態を踏まえた適切な給付を行うため、令和2年度においては、交付要件や支給内容等の見直しについて検討を進め、令和3年4月1日の要綱改正を目指す。
 令和3年度以降も、介護保険の地域支援事業の対象として実施できるよう、市長会等を通じた国への要望活動を行う。

備考

当初予算額
 令和2年度：9,208千円
 令和元年度：9,276千円